

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年7月17日（火）

（案件名）

- ・ 平成30年度国の予算等貸付金債の変更許可申請に対する許可について
（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

能見課長補佐（内23473）

概要

1 許可申請の背景

○ 中小企業高度化資金貸付金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構から地方公共団体に貸し付けられる貸付金であるが、地方公共団体側からすれば長期の借入金であることから、国の予算等貸付金債とされており、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可が必要となる。

○ 北海道では、平成 20 年度に、独立行政法人中小企業基盤整備機構から、地域中小企業応援ファンドを組成するため、中小企業高度化資金貸付金 8,000 百万円を償還期限 10 年として借り入れた。この貸付金について、平成 30 年 8 月 27 日に償還期限が到来することとなるが、当該ファンドを継続するためにこれを延長することとし、同機構より償還期限を 10 年間延長することについて承認されたことに伴い、変更許可申請があったものである。

団体名	当初借入額	現行 償還期限	変更後借入額	延長後 償還期限
北海道	8,000,000 千円	H30(2018年).8.27	8,000,000 千円	H40(2028年).8.27

2 同意等方針

国の予算等貸付金債については、平成 30 年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の 2 により、国の各省庁からの交付決定等に基づき速やかに同意又は許可を行う。

なお、北海道の実質公債費比率は H27:20.8%、H28:20.6%、H29:20.5%となっており、公債費負担適正化計画（H28.9 策定）における当面の目標（平成 27 年度の水準を上回らない）を達成しており、公債費負担適正化計画の着実な実施が認められることから、平成 30 年度地方債同意等基準第三の三の 2 の（1）により、同意基準と同様の許可基準によって、許可を行うものとする。

※ 決算未提出期間であることから、地方財政法施行令第 30 条第 1 項の規定により、前年度の実質赤字額及び実質公債費比率を用いることとなり、北海道は許可団体となる。

3 今後のスケジュール

7月23日（月）許可予定

根拠条文

1 地方債協議関係

(1) 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 **次に掲げる地方公共団体は**、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、**総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～6（略）

- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(2) 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

- 2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

- 5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(3) 平成 30 年度地方債同意等基準（平成 30 年総務省告示第 149 号）（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

三 その他実質公債費比率により許可を要する場合

1（略）

2 公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

- (1) **公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に進められている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。**

(4) 平成 30 年度地方債同意等基準運用要綱（平成 30 年 4 月 2 日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1（略）

- 2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより、**国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。**

2 中小企業高度化資金貸付金関係

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）（抄）

<p>(機構の目的)</p> <p>第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う 都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。</p> <p>イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。</p> <p>ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>四～十一（略）</p>
